



九十九里町指令第45号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

住所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1

氏名 株式会社 新栄産業

代表取締役 押尾 茂

令和7年3月10日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業・処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和7年4月2日

九十九里町長

浅岡



許可番号 第 25 号

許可期間 令和7年4月18日から令和9年4月17日まで

業の区分 一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類 可燃ごみ、カン、ビン類、ペットボトル、金属類、粗大ごみ

許可条件 ① 収集運搬車両は町に申請した車両とする。
② 収集後の事業系一般廃棄物は、申請内容に基づく方法のほかは、町の指示に従うものとする。
③ 汚水の発生する廃棄物を運搬する場合は、必ず塵芥車を使用し、汚水が漏れない対策を施すこと。